

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分

財産活用課

○ 優良図書の推奨

男女共同参画青少年課

○ 有害図書の指定

耕地利課

○ 土地改良区の解散

### 【公告】

○ 落札者等の決定

情報政策課

○ 飼料試験結果の公表

畜産課

○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催

都市計画課

○ ”

”

○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催の中止

”

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ ”

”

## 目次

担当課（室）

# 平成30年7月31日 岡山県公報 第12012号

## ◎岡山県告示第四百二十六号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

平成三十年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
二六インチ 橙	一台	岡山中央H六〇二二八
二六インチ 黒	一台	岡山西C〇六二五四六
二七インチ 銀	一台	兵庫県一六〇D六〇七〇四九
二七インチ 橙	一台	岡山中央H〇七七六九
二六インチ 黒	一台	IC八二二七九八G
二〇インチ 黄	一台	HS一F〇〇三三七
二四インチ 紫	一台	S一A五八九一三
二四インチ 銀	一台	S三六三三七五〇
二六インチ 白	一台	不明

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成三十年六月二十六日

三 放置されている場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号（県庁外来駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 ○八六一二二六一七二三三四

◎岡山県告示第四百二十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。  
平成三十年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	発 行 所	対 象
1	はなびのひ	たしろ ちさと 作・絵	佼成出版社	幼 児
2	にゅうどうぐも	野坂 勇 作 根 本 順 古 監修	福音館書店	小学生（低）
3	生きものをつなぐる石ころ探検	盛 口 満 文・絵	少年写真新聞社	” （中）
4	母が作ってくれたすごろく 子ども時代	アネ＝ルト・ウエルトハイム 文 長 山 さ き 訳	徳 間 書 店	” （中）
5	本屋さんのルビネこ	野 中 終 著 松 本 圭以子 絵	理 論 社	” （中）
6	私はどこで生きていけばいいの？	ローズベリー・マカーニー 文 西 田 佳 子 訳	西 村 書 店	” （高）

平成30年7月31日 岡山県公報 第12012号

◎岡山県告示第四百二十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成三十年七月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	月刊誌	週刊実話 ザ・タブー	日本ジャーナル出版
2	”	実話ナックルズ 8月号	ニコソン出版
3	”	BOY'Sピアス 7月号	ジュネット
4	”	Young Love Comic aya 8月号	宙出版
5	”	恋愛白書パステル R-25	宙出版
6	”	封印 お宝スキャンダル 2018 年8月号 vol.004	フイウエイ出版

◎岡山県告示第四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。

平成三十年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

越尾土地改良区

二 土地改良区の所在地

久米郡美咲町越尾三四

三 解散年月日

平成三十年七月二十五日

# 平成30年7月31日 岡山県公報 第12012号

〔三七一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 調達件名

岡山情報ハイウェイ運用管理委託

## 二 契約期間

平成三十年九月一日から平成三十三年八月三十一日まで

## 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

## 四 落札者を決定した日

平成三十年七月十三日

## 五 落札者の氏名及び住所

株式会社オービス

岡山市北区大内田六七五番地

## 六 落札金額

一月当たり七、七七六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五七六、〇〇〇円）

## 七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 八 入札公告日

平成三十年六月一日

〔三七二〕飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成三十年五月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成三十年七月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

# 平成30年7月31日 岡山県公報 第12012号

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
フタバ飼料株式会社 岡山県岡山市東区瀬戸町万富1057-1	同 左	ミラクルスタート	平成30年4月	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン, TDN	無
株式会社J-オイルミルズ倉敷工場 岡山県倉敷市玉島乙島字新湊8266番地	同 左	J-オイルミルズ大豆ミール	平成30年5月	粗たん白質, 粗繊維	無



〔三七三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十年七月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成三十年九月二十八日午前十時から

二 開催場所

倉敷市西中新田六四〇番地 倉敷市役所五階五〇二会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十年八月十七日から同月三十一日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課又は浅口市産業建設部まちづくり課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画道路の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を平成三十年八月十七日から同月三十一日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）又は倉敷市建設局都市計画部都市計画課（倉敷市西中新田六四〇番地 電話〇八六一四二六―三四五五）

別紙様式

意見書

平成30年7月31日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画道路の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいりょうに記載すること。

〔三七四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成三十年七月三十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成三十年十月五日午後二時から

二 開催場所

浅口市鴨方町六条院中三〇五〇 浅口市役所三階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成三十年八月十七日から同月三十一日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課又は浅口市産業建設部まちづくり課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画道路の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係図書を平成三十年八月十七日から同月三十一日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）又は浅口市産業建設部まちづくり課（浅口市鴨方町六条院中三〇五〇 電話〇八六五一四四一九〇四四）

別紙様式

意見書

平成30年7月31日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画道路の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭かいりょうに記載すること。

〔三七五〕平成三十年六月二十六日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公聴会については、意見書の提出がなかったため、開催を中止する。

平成三十年七月三十一日

中止する公聴会

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

公聴会に係る都市計画の案	岡山県南広域都市計画都市高速 鉄道の變更
公聴会の開催期日	平成三十年八月九日午前十 時三十分から
公聴会の開催場所	倉敷市西中新田六四 〇番地 倉敷市役所五階五〇 二会議室

〔三七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字天満七七九一、七七九二、七八四一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区北長瀬本町一三―四六ルミナスコートB二〇一

木下 祥司

木下 規子

三 許可番号

岡山県指令建指第八五号

〔三七七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年七月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央五丁目三―一〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目一七―一〇五

野山 泉

三 許可番号

岡山県指令建指第九一号